平成２４年（フ）第１３６６号
福岡県久留米市長門石３丁目13番９号
債務者　白水　照代
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３７０号
福岡市東区香椎駅東１丁目15番24―105号
債務者　秋廣　輝美
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４４９号
福岡県糸島市曽根230番地１
債務者　中村　文俊
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４８１号
福岡市博多区千代４丁目12番７号
債務者　杉山　和子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５３２号
福岡市南区井尻３丁目11番５―105号
債務者　中原　芳江（旧姓小宮）
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５５９号
福岡市東区多々良２丁目７番１号
債務者　井上　達也
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５６０号
福岡市東区多々良２丁目７番１号
債務者　井上あすか
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５６９号
福岡市博多区板付５丁目14番28号
債務者　佐藤ツヤ子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５７４号
福岡市西区今宿町128番地10
債務者　川口　佐吉
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５７５号
福岡市西区今宿町128番地10
債務者　川口マリア
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５７８号
福岡県久留米市長門石３丁目13番９号
債務者　白水美由紀（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６４０号
福岡市中央区港２丁目１番27号
債務者　畠江龍太郎
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６４３号
福岡県糟屋郡粕屋町原町５丁目６番35―303号　アミューズメント原町
債務者　吉元　知佳
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６５１号
福岡市東区香椎駅前２丁目６番30―1511号
債務者　ＡＬＩ　ＩＲＳＨＡＤ
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６８８号
福岡県太宰府市五条２丁目２番32―302号
債務者　井上　　藍（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７０９号
福岡県糟屋郡宇美町桜原１丁目３番19号白木荘103号
債務者　荒武　宗一
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７１０号
福岡県糟屋郡宇美町桜原１丁目３番19号白木荘103号
債務者　荒武　慶子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７１４号
福岡市東区西戸崎２丁目14番１―203号
債務者　江崎　郁子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部